

国立大学法人京都大学外国人教師就業規則新旧対照表

改正前			改正後		
(前略)					
別表第3 外国人教師の俸給月額・都市手当表			別表第3 外国人教師の俸給月額・都市手当表		
号俸	俸給月額	都市手当	号俸	俸給月額	都市手当
1	<u>323,000 円</u>	<u>32,300 円</u>	1	<u>324,000 円</u>	<u>32,400 円</u>
2	<u>367,000 円</u>	<u>36,700 円</u>	2	<u>368,000 円</u>	<u>36,800 円</u>
3	<u>412,000 円</u>	<u>41,200 円</u>	3	<u>413,000 円</u>	<u>41,300 円</u>
4	<u>448,000 円</u>	<u>44,800 円</u>	4	<u>450,000 円</u>	<u>45,000 円</u>
5	<u>483,000 円</u>	<u>48,300 円</u>	5	<u>484,000 円</u>	<u>48,400 円</u>
6	<u>519,000 円</u>	<u>51,900 円</u>	6	<u>520,000 円</u>	<u>52,000 円</u>
7	<u>539,000 円</u>	<u>53,900 円</u>	7	<u>540,000 円</u>	<u>54,000 円</u>
			<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の日の前日において外国人教師として雇用していた者を引き続き外国人教師として雇用する場合における当該者に係る改正後の別表第3の適用については、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>		